

地域警察官の活動及び事件・事故の処理基準について(通達)

平成 7 年 7 月 18 日

熊地甲第 1611 号

〔沿革〕 平成 12 年 10 月熊地第 1956 号、16 年 8 月熊警第 1094 号、17 年 8 月熊少第 329 号・熊地第 477 号、19 年 12 月熊会第 677 号・熊地第 1114 号・熊刑企第 423 号改正

【概 要】

地域警察官が、任務を的確に遂行するための基本活動と、熊本県地域警察の運営に関する訓令(平成 7 年熊本県警察本部訓令甲第 7 号)第 2 条に定める「事件及び事故の処理範囲」について定めたものである。